

2020年2月17日

各位

会社名 ピジョン株式会社
代表者名 代表取締役社長
北澤 憲政
(コード番号：7956 東証第1部)
問合せ先 執行役員経営戦略本部長
松 永 勉
03-3661-4188 (直通)

定款一部変更の件

当社は、2月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2020年3月27日開催予定の第63期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 定款 変更の理由

(1) 当社取締役会のスリム化による経営効率化を図るため、現行定款第18条において定める取締役の員数を2名減員し、15名以内から13名以内に変更するものであります。

(2) 当社における取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨の規定を新設するとともに、業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することができるようにするため、現行定款第27条および第35条の規定を変更するものであります。なお、第27条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役および取締役会 第18条 (取締役の員数) 当社の取締役は、 <u>15名以内</u> とする。 第27条 (社外取締役の責任限定契約) (新設)	第4章 取締役および取締役会 第18条 (取締役の員数) 当社の取締役は、 <u>13名以内</u> とする。 第27条 (取締役の責任免除) <u>1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の定める範囲内で免除することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする。</u></p>	<p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第35条 (<u>社外監査役の責任限定契約</u>)</p> <p>(新設)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第35条 (<u>監査役の責任免除</u>)</p> <p>1. <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、<u>法令の定める範囲内で免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定) : 2020年3月27日 (金曜日)

定款変更の効力発生日 (予定) : 2020年3月27日 (金曜日)

以上